

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
事業活動の規制に関する事務						
- 2 農産物の生産・流通に関する規制						
JAS法	農 1	農林物資の品質表示に係る違反事案等の申出受付、製造・販売業者に対する立入検査、遵守指示、公表等 〔本庁事務〕 地域事務所の区域を越えて活動する販売業者等に対する上記事務、権限	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 19条の9、20条2項、21条			1 移譲事務の範囲 広域販売業者(営業活動圏域が基礎自治体の区域で完結しない製造・販売業者)の違反事案などに係る立入検査等については、県で実施する。 2 移譲にあたっての留意事項 ・規制客体が重複する食品衛生法所管機関(保健所部門等)との連携確保が必要である。 ・違反事案に対する指示・公表の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、関係機関(基礎自治体と県、農政事務所)で構成する連絡会議において指示・公表基準を検討する必要がある。
	農 2	〔本庁事務〕日本農林規格制定に係る国への具申、登録格付機関の登録、改善命令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 8条、14条、16条、17条、17条の2、17条の4、19の2			
農薬取締法	農 3	農薬販売者、使用者に対する報告命令、立入検査等 〔本庁事務〕 農薬販売業の届出受理、監督処分等	農薬取締法 8条、13条、14条			移譲にあたっての留意事項 ・残留農薬が検出された場合などにおける危機管理について、関係機関(保健所部門等)と連携体制を構築する必要がある。 ・農薬に関する専門知識等が必要である。 ・違反事案に対する指導・監督の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、基礎自治体との連絡会議において対応基準を検討する必要がある。
肥料取締法	農 4	〔本庁事務〕肥料販売業者の販売業務届出受理、立入検査、行政処分等	肥料取締法 19条2項、23条、29条3項、同4項、30条3項、4項、6項、7項、31条2項、3項、7項、33条、34条			1 移譲事務の範囲 生産業者、輸入業者に関する指導・監督権限は、県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 ・行政客体がほぼ同一の農薬取締法と同時期に移譲する。 ・肥料に関する専門知識等が必要である。
食品の安全に関する基本方針等の周知、啓発	農 5	広島県食品の安全に関する基本方針、等の普及・啓発、農薬知識の普及、指導・助言等				広域的な普及・啓発等については、県で実施する。
養蜂転飼	農 6	養ほう振興法 養蜂業の届出受理 〔本庁事務〕 他県からの転飼許可	養ほう振興法 3条、4条			
	農 7	広島県みつばち転飼条例 転飼場所への立入検査 〔本庁事務〕 県内転飼許可、転飼調整(巢門の閉鎖、ほう群撤去)措置等	広島県みつばち転飼条例			広島県みつばち転飼条例は廃止。なお、県条例廃止後、基礎自治体において、地域における人畜被害対策の観点から必要と考える場合には、独自に条例を制定し蜜蜂の県内転飼を規制。
畜産環境保全(排泄物適正管理処理)	農 8	家畜排泄物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言、勧告、立入検査、家畜排泄物処理高度化施設整備計画の認定等	家畜排泄物の適正管理法 4条、5条、6条、9条、10条、13条			1 移譲事務の範囲 本庁権限である「都道府県家畜排泄物利用促進計画策定事務」は県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 指導・立入検査業務には、堆肥処理技術等に関する知識が必要である。
卸売市場	農 9	卸売市場法 地方卸売市場への立入検査等 〔本庁事務〕 県卸売市場整備計画策定、地方卸売市場開設許可、許可手続き等を定めた条例制定等	卸売市場法 6条、55条、66条、68条等			

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
			根拠法令			
	農 10	広島県卸売市場条例 「その他市場」の開設届受理,立入検査等	広島県卸売市場条例 24条,29条等			広島県卸売市場条例に基づく法の上乗せ規制(その他市場に関する規制)は廃止する。
家畜市場	農 11	市場外取引許可,立入検査等 〔本庁事務〕家畜市場登録証交付,市場再編整備地域指定,市場再編勧告等	家畜取引法			
家畜商	農 12	家畜商免許登録,営業補償金供託届出,立入検査等 〔本庁事務〕家畜免許講習会実施	家畜商法			
農産物(量表)検査	農 13	指導・助言事務等 〔本庁事務〕量表の可否検査規格制定,検査委託事務等	広島県農産物検査条例			条例廃止
かんきつ規格	農 14	かんきつ規格指導員による検査指導等 〔本庁事務〕かんきつ規格制定,果樹農業振興審議会への意見聴取等	広島県かんきつ規格条例			条例廃止
地域の土地利用に関する事務						
- 1 農山村の土地利用に関する事務						
農業振興地域の整備	農 15	農用地区域内の開発行為許可,許可にあたっての農業会議への意見聴取,措置勧告等	農業振興地域整備法 15条の15-1項,5項,6項, 15条の16,15条の17-1 項,2項,17条			現在,5ha以上の開発行為許可については本庁で所掌
	農 16	市町農業振興地域整備計画の同意事務等 〔本庁事務〕農業振興地域整備基本方針策定,農業振興地域の指定,土地利用権の設定に関する承認等	農業振興地域整備法 4条,5条,6条,7条,8条4 項,15条の7			市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。
林地開発許可	農 17	林地開発行為許可,許可にあたっての広島県森林審議会への意見聴取(10ha以上),開発行為中止命令等	森林法 10条の2-1項,4項,6項,1 0条の3 森林法施行細則 6条,7条,8条,9条,11条, 12条,13条,14条			1 現在,5ha以上の開発行為許可は本庁で所掌。 2 移譲にあたっての留意事項 指導基準,許可基準等の周知徹底や,開発に係る関連諸法例の熟知等の研修等が必要である。
土砂の適正処理	農 18	2,000㎡以上の土砂埋立行為等の許可,500立方メートル以上の土砂搬出時の届出受理,土砂搬入禁止区域の指定等	広島県の土砂の適正処理に関する条例			すべての市町に移譲する場合には,特例条例ではなく,全市町が独自に条例を制定する必要がある。 (自治法252の17の2)
1～3号保安林(水源涵養,土砂流失防備,土砂崩壊防備保安林)の指定・解除	農 19	保安林の指定・解除申請に係る現地調査等 〔本庁事務〕保安林の指定・解除(重要流域を除く),指定・解除にあたっての森林審議会への諮問,一定面積以上の解除の場合における国への協議	森林法 25条の2-1項,3項,26条 の2-1項,26条の2-3項, 4項,27条等			国の制度改正後,権限移譲 1 移譲事務の範囲と時期 ・島嶼・沿岸部の普通河川など市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除等については,国に制度見直し提案(解除にあたっての国同意撤廃等)を行い,制度改正後条件の整った段階で,保安林伐採許可などの保安林管理事務等と併せて移譲する。 ・一方で,市町の区域を越えた水系に係る保安林については,制度改正がなされても県に権限を留保する。
1～3号保安林の管理(立木伐採許可,標識設置等)	農 20	保安林における間伐許可,土地の形質形状変更許可,標識設置等	森林法 34条,34条の2,39条,39 条の2等			2 移譲にあたっての留意事項 ア 指定解除の統一を図るためには,関係する部署,諸法令を熟知する必要があり,十分な研修等が必要である。 イ 損失補償金については,県内で統一的な基準で算定される必要があるため,再評価の時期等について基礎自治体間の相互調整が必要。 また,指定・解除権限を有する者が損失補償金を交付できるよう基礎自治体への一般財源化などについて国に提案する。
1～3号保安林の管理(損失補償等)	農 21	保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務等	森林法 35条			
4～11号保安林(保健(保健休養,生活環境保全)保安林,風致保安林等)の指定・解除	農 22	保安林の指定・解除申請に係る現地調査等 〔本庁事務〕保安林の指定・解除,指定・解除にあたっての森林審議会への諮問,一定要件に該当する解除の場合における国への協議等	森林法 25条の2-2項,3項,26条 の2-2項,26条の2-3項, 4項,27条等			
4～11号保安林の管理(立木伐採許可,標識設置等)	農 23	保安林における間伐許可,土地の形質形状変更許可,標識設置等	森林法 34条,34条の2,39条,39 条の2等			
4～11号保安林の管理(損失補償等)	農 24	保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務等	森林法 35条			

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
			根拠法令			
入会林野整備	農 25	入会林野に係る権利関係の近代化(関係者合意による入会権登記)を図るための地元調整(本庁事務)入会林野整備計画の認可,調停,囑託登記,旧慣使用林野整備計画認可,農業委員会への意見聴取等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律3条,6条,7条,8条,9条,10条,11条,14条,17条,19条,22条			本庁権限を含めた移譲
森林病虫害等防除	農 26	病虫害等の駆除命令,立入調査,市町に対する薬剤空中散布等に要する経費の補助金交付事務,発生予察等調査等	森林病虫害防除法			
緑の雇用保全整備対策事業(松くい虫被害保安林整備)	農 27	県営保安林の松枯れ保全事業(緊急雇用対策基金を活用した委託事業)				H16年度終了事業
広島県緊急雇用創出基金事業(松くい虫被害跡地修景整備)	農 28	市町村が実施する松枯れ後の跡地保全等について補助金交付事務				H16年度終了事業
県地域森林計画	農 29	県地域森林計画策定のためのモニタリング調査等 〔本庁事務〕県地域森林計画策定,県森林審議会,関係市町への意見聴取等	森林法5条,6条,7条			
市町村森林整備計画	農 30	市町森林計画策定指導・助言等 (本庁事務)市町森林計画協議事務	森林法10条の5,10条の6			
森林施業計画	農 31	複数の市町にまたがる森林施業計画認定,施業者に対する指導・助言	森林法19条			
森林整備地域活動支援事業	農 32	市町(森林施業計画認定者に対する現況調査,作業道整備に係る助成)に対する補助金交付事務				
里山林整備及び森林環境教育	農 33	森林ボランティア活動支援(事業主体:非営利団体),高校生の森林林業学習体験(事業主体:市町)に対する補助金交付事務				
造林事業	農 34	市町が実施する造林事業に対する補助金交付事務				
間伐事業及び間伐推進対策	農 35	市町が実施する間伐事業に対する補助金交付事務				
造林,間伐作業路設置	農 36	市町が実施する作業路設置に対する補助金交付事務				
地域の土地利用に関する事務						
- 2 農山村の土地利用集積を図る事務						
農業経営基盤強化促進法	農 37	市町基本構想(市町村農業経営基盤強化促進基本構想)の策定・変更への同意事務,市町が行う認定農業者の認定等の事務に対する補助金交付事務,指導・助言等	農業経営基盤強化促進法6条6項			市町に対する指導・助言は,市町の主体的な対応に委ね,県の関与は段階的に縮減する。 市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。
農地保有合理化(流動化)	農 38	農地保有合理化事業規程承認,農地保有合理化法人(農林振興C)が行う農地流動化事業に要する資金借入(県信連から借入)に対する利子補給補助金交付事務等	農業経営基盤強化促進法7条,8条,9条,10条,11条			補助金交付事務は,利子補給金の交付主体が段階的に市町移行するに伴い,縮小・廃止する。

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
			根拠法令			
農地法	農 39	農地等所有権移転許可(3条許可のうち、他の市町に居住する者による買取)	農地法 3条			
	農 40	自己目的による農地転用許可,許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取,2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議,4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 等	農地法 4条,附則2項1号 農地法施行令 1条の7			1 農業会議への諮問は,基礎自治体が直接実施する。 2 国への提案事項 ・2ha超4ha以下の許可に係る国協議廃止 ・国の権限(4ha超)の県(又は市町)への移譲 ・農業委員会の必置規制廃止 ・農業会議の必置規制廃止
	農 41	農地転用・所有権移転許可,許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取,2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議,4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 等	農地法 5条,附則2項2号 農地法施行令 1条の15			1 農業会議への諮問は,基礎自治体が直接実施する。 2 国への提案事項 ・2ha超4ha以下の許可に係る国協議廃止 ・国の権限(4ha超)の県(又は市町)への移譲 ・農業委員会の必置規制廃止 ・農業会議の必置規制廃止
	農 42	農地等の賃貸借の解約等の許可,許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取	農地法 20条			農業会議への諮問は,基礎自治体が直接実施する。
農地関係証明事務	農 43	農地転用許可証明書の発行事務,買受資格証明(農地競売参加の際必要)事務 等				農地法3条,4条,5条許可権限に付随した業務であり,原権限に併せ移譲されるべきものである。
標準小作料	農 44	農業委員会に対する標準小作料設定・改定への指導・助言 (本庁事務)小作料標準額決定の農業委員会からの通知受理	農地法 23条			農業委員会に対する指導・助言事務は,基礎自治体の主体的な対応に委ねる関係は段階的に縮減する。
農事調停・和解	農 45	農業委員会からの申出に基づく和解の仲介,民事調停法の農事調停(小作主事派遣,裁判官等協議) 等	農地法 43条の2,43条の3,43条の5,43条の6 農地法施行令 3条の6~11			
農地等統計・調査	農 46	農地等権利移動状況,農地賃貸借・利用権の終了状況,農地法第4条・第5条に基づく農転状況調査 等				
農業委員会交付金	農 47	市町に対する農業委員会交付金の交付事務				交付金の市町に対する一般財源化を国に提案する。
自作農財産(国有農地,開拓財産)の管理及び処分	農 48	自作農財産の貸付,土地・立木等の維持・保存,国有財産台帳の保存事務 等	農地法 78条1項 農地法施行令 15条1項			県としての財産管理処分に係る具体化案を検討・作成のうえ,知事会等を通じて,国に全国的,かつ抜本的な解決に向けた見直しを要請する。
農林水産業の振興に関する事務						
- 1 農林水産業の経営体育成・支援に関する事務						
農業改良普及事業	農 49	農業の改良普及,技術普及,経営計画策定支援,生産・加工・販売ネットワークづくり 等	農業改良助長法			農林水産業の普及事業については,法改正の動向等を踏まえながら,そのあり方を検討する。
水産業改良普及事業	農 50	技術普及事務 等				同上
栽培漁業の推進	農 51	栽培漁業推進に係る指導普及事務				水産普及業務の具体的なあり方を検討する際に,今後の実施方法等を整理する。
資源管理型漁業(補助金を除く)	農 52	資源管理型漁業に係る指導普及事務				水産普及業務の具体的なあり方を検討する際に,今後の実施方法等を整理する。

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限移譲	窓口委託	県実施	
			根拠法令			
海洋牧場の管理	農 53	海洋牧場(木江、豊浜の2ヶ所)の管理を行う漁協に対する指導普及等				県有財産である給飼施設を関係町に移管するとともに、漁協に対する指導も基礎自治体に委ねる。
農業経営対策(地域農業マスタープラン)の推進	農 54	市町が策定する地域農業マスタープランへの指導・助言事務等				1 農業経営体の育成支援に関する事務事業については、基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう見直しを行う。
農業生産法人	農 55	農業会議と連携した、農業生産法人の設立・育成に関する市町や農協に対する指導・助言事務等				2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。
青年農業者等担い手の育成対策	農 56	青年農業者等の担い手育成に関する指導・助言事務等				3 国への提案 国要綱・要領等において、県の基礎自治体に対する関与が定められているものについては、基礎自治体での事務の完結化
農村高齢者・女性対策	農 57	高齢者、女性の社会参画支援に関する指導・助言事務等				国庫補助金については、基礎自治体で事務が完結するよう一般財源化又は直接補助などの制度見直し
農業者年金	農 58	農業委員会・農協が農業者年金基金から業務受託している加入活動推進に関する指導・助言事務等				
農業の機械化	農 59	農業機械導入、安全利用、適正整備、技能者育成等に関する指導・助言事務等				
集落農場型農業生産法人の育成	農 60	市町への指導啓発事務、農業法人等の機械施設整備への単県補助金交付事務等				
指定助成事業	農 61	農畜産業振興機構からの受託に基づく、助成事業推進のための指導・助言事務等				国等に対し、国関係団体と県団体の事務完結化について制度見直し提案を行う。
畜産リース事業	農 62	畜産環境整備機構からの受託に基づく、リース事業推進のための指導・助言、申請書經由事務等				
畜産経営資金	農 63	中央畜産会からの受託に基づく、利子補給承認申請書經由事務等				
自給飼料・流通飼料	農 64	飼料の品質、安全性確保に係る指導・助言事務等				
畜産共進会	農 65	家畜品評会における審査員派遣、賞状交付事務等				地域レベルの表彰事務等は、基礎自治体に委ね、県の事務は、縮小する。
林業労働力対策	農 66	森林整備を担う人材の確保・育成事業に係る補助金交付(農林振興C実施)事務、推進事業等				
木材振興	農 67	木材団体に対する地域材普及啓発等に要する経費の補助金交付事務、木材の利用拡大・促進に関する指導・助言事務等				
林業普及業務との総合調整	農 68	森林環境づくり支援Cとの連絡・調整事務等				事務廃止(森林環境支援Cと地域林業者等の連絡調整等に関する事務であり、基礎自治体の主体的対応に委ねる。)
流域森林整備センター(流域管理システムの推進に関すること)	農 69	大田川流域森林整備Cが主催する協議会等へ参画し、流域材の流通効率化等に関する指導・助言事務、補助金交付事務等				地域の業振興に係る指導普及事務であり、基礎自治体に委ね、県の関与は段階的に縮減する。
特用林産物の生産流通	農 70	関係機関との総合調整、補助金交付事務、特用林産物の生産流通に関する指導・助言等				
林業用種苗	農 71	母樹伐採届出受理、立入検査、生産事業者の登録、事業推進事業等	林業種苗法 7条3項、12条、28条等			
森林国営保険	農 72	損害発生通知受理、現況確認、保険加入促進事務等 (本庁事務)申込受付、保険証書交付	国営森林保険法施行令			県が介入しない制度への見直しを国に提案する。

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
農業制度資金(近代化・振興・公庫)	農 73	農協に対する利子補給金交付事務 近代化資金利子補給申請受付事務は、特例条例で市町村に移譲済	広島県農業近代化資金利子補給要綱				融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
天災資金	農 74	天災資金を貸付けた融資機関に利子補給を行った市町に対する利子補給金交付事務、融資機関に対する立入検査等	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法				融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
農業改良資金	農 75	農業改良資金を貸付(転貸)ける農協への貸付 農業改良資金の償還金支払猶予申請受付事務は、特例条例で市町村に移譲済	農業改良資金助成法 広島県農業改良資金貸付規則				融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
漁業金融	農 76	1 県信漁連に対する利子補給交付事務(漁業近代化資金・県信漁連 漁協等) 2 県信漁連に対する貸付金交付事務等(沿岸漁業改善資金・県 県信漁連 沿岸漁業従事者)	広島県近代化資金利子補給要綱 広島県沿岸漁業改善資金貸付規則				融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
林業金融	農 77	1 林業木材産業改善資金 特会 設備資金対象 県森連等を通じた貸付 2 木材産業等高度化推進資金 特会 生産・販売を対象(農林中金等を通じた預託融資) 合理化計画認定 3 森林整備活性化資金利子補給 造林事業を対象(市町村等に対する利子補給) 林業経営改善計画、森林整備合理化計画認定	林業・木材産業改善資金助成法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令 21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法				融資メニュー、融資枠等の見直しを実施する。
農林水産業の振興に関する事務							
- 2 施設や生産基盤の整備に関する事務							
新農林水産業・農山漁村活性化総合支援事業	農 78	集落法人経営確立計画承認事務、施設整備(生産施設・機械等)単県補助金交付事務、指導・助言事務等					1 農業経営体の育成支援に関する事務事業については、基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう見直しを行う。
経営構造対策事業	農 79	国要綱による施設整備(生産施設、加工流通施設等)補助金交付事務、市町に対する指導・助言事務等					2 このため、地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、基礎自治体に一元化することを基本とし、県の関与は、段階的に縮減する。
生産振興(農産)総合対策事業	農 80	国要綱による施設整備(共同利用施設・機械等)補助金交付事務、指導・助言事務等					3 国への提案 多段階・重層構造の現行制度の簡素化 県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 国庫補助金については、基礎自治体で完結するよう一般財源化又は直接補助
嘱託建築士	農 81	箱物整備(団体営等)の完了検査を建築士に委嘱する事務 嘱託建築士4名(2地域事務所管轄)					
生産振興(畜産)総合対策	農 82	国要綱による施設整備補助金交付事務、指導・助言事務等					
畜産環境総合整備事業	農 83	国要綱による施設整備(基幹施設、排泄物処理施設等)補助金交付事務、指導・助言事務等					
肉用牛・酪農の振興	農 84	国要綱による施設整備(ミルクンパーラー等)補助金交付事務、指導・助言事務等					
養豚・養鶏の振興	農 85	国要綱等による施設整備補助金交付事務、指導・助言事務等					
漁業経営構造改善事業	農 86	漁業関係施設整備補助金交付事務、指導・助言事務等					
林業・木材産業構造改革事業	農 87	市町や、森林組合等への施設整備(木材公共施設、加工・流通施設)補助金交付事務、指導・助言事務等					

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
農林水産業の振興に関する事務							
- 3 生産・加工・流通に関する事務							
米政策改革大綱の推進	農 88	米政策大綱(転作面積配分から生産者・団体(JA)による作る収量の配分へ需給調整方法が変更)に関する指導・助言事務 その他関係事業(集荷円滑化対策, 稲作所得基盤確保対策, 担い手安定対策等)の推進事務等					<p>1 農業経営体の育成・支援に関する事務と同様に, 基礎自治体による主体的かつ総合的・一元的な対応に委ねる。</p> <p>2 このため, 地域事務所と市町が重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は, 基礎自治体に一元化することを基本とし, 県の関与は, 段階的に縮減する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本庁権限も含め基礎自治体へ移譲する。 但し, 移譲時期は, 制度定着など条件の整った時(計画期間後半又はそれ以降)とする。 なお, それまでの間は, 申請書經由事務等を基礎自治体へ窓口委託する。 エコファーマー認定事務には, 農業, 化学肥料に関する知識等が必要である。</p> </div>
米穀・麦・大豆の生産及び流通	農 89	関係機関(市町, 国, 団体)との総合調整, 各種補助事業・施策の市町指導・助言, 各種統計調査等					
野菜・果樹・花き・特用作物の生産及び流通	農 90	関係機関(市町, 国, 団体)との総合調整, 各種補助事業・施策の市町指導・助言, 各種統計調査等					
加工食料品・ふるさと製品の生産及び流通	農 91	ふるさと産品等の生産・流通に関する指導・助言事務等					
地産地消の推進	農 92	地産地消推進会議(県版)の地域下部組織にメンバーとして参画					
食農教育・食生活指針の推進	農 93	市町, 学校, 生産者, 消費者等に対する指導・助言事務等					
環境保全型農業の推進	農 94	エコファーマー認定(持続的農業法4条: 農業者計画を本庁で認定)に関する指導・助言, 計画認定申請書の經由事務 [本庁事務]エコファーマー認定事務等	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 4条, 5条, 9条				
家畜排泄物等有機性資源の循環利用の促進	農 95	家畜排泄物等の有機性資源循環利用の促進に関する指導・助言事務等					
農業用廃プラスチックの適正処理	農 96	農業用廃プラスチック適正処理に関する指導・助言事務等					
中山間地域等直接支払制度	農 97	中山間地域の農業生産不利益補正補助金に係る市町への補助金交付事務, 集落協定締結指導・助言事務等					
有害鳥獣対策	農 98	イノシシ等広域連携捕獲に係る地元調整事務, 単県補助金交付事務等					
農産物の被害対策	農 99	しも被害など今後の農業振興施策・事業に必要な情報等の収集事務					
水稻の種子対策	農 100	県が指定した種子生産ほ場における, 稲の出穂から成熟状況までの状況審査	主要農作物種子法				

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
地域活性化に関する事務							
農山村の地域活性化に関する事務							
農村地域工業等導入促進対策	農 101	市町実施計画(農業従事者が工業等に就業し、農と工の均衡ある発展)策定に関する指導・助言事務 (本庁事務)県計画策定(国同意必要)事務、市町計画同意事務等	農村地域工業等導入促進法				市町計画の県協議廃止による市町事務完結化を国に提案する。
市民農園整備促進法	農 102	市民農園整備に係る市町等に対する指導・助言事務等 (本庁事務)市民農園整備基本方針策定、市町が行う市民農園区域指定、及び開設認定に係る同意	市民農園整備促進法 3条, 4条2項, 7条4項				1 地元調整事務等については、基礎自治体の自主的な対応に委ねる。 2 本庁事務については、地域の土地利用施策の基礎自治体への一元化を図る視点で、基礎自治体で事務が完結できるよう県関与(同意事務)廃止を国に提案したうえで、将来的に移譲を検討する。
特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(市民農園として利用)	農 103	市町が行う特定農地貸付に係る農業委員会許可事務への指導・助言事務等	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律				市町と農業委員会の事務であり、県実施の必要はなく、事務廃止とする。
特定農山村地域の整備事業	農 104	ソフト事業(高付加価値型農業(新たな農作物の定着)推進、地域資源を生かした都市農村交流等)を助成する市町造成基金への間接補助金交付事務、情報収集・提供、市町事業の指導・助言事務 市町が策定する基盤整備計画の作成・変更に対する同意事務等	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備促進法				1 地域活性化に資する事務であり、基礎自治体の主体的な対応に委ねることを基本とし、地域事務所が市町と重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、段階的に縮減する。 2 国に対する提案 基礎自治体への一般財源化又は直接補助 県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 市町計画の県協議廃止等による基礎自治体の事務完結化
新山村振興等農林漁業特別対策事業	農 105	ハード・ソフト(山村・都市交流施設等)間接補助金交付事務、市町への指導・助言(計画立案等)事務 農林漁業者等が策定する山村振興計画認定事務	山村振興法				1 地域活性化に資する事務であり、基礎自治体の主体的な対応に委ねることを基本とし、地域事務所が市町と重層的に行っている事務事業(県推進事業等)は、段階的に縮減する。 2 国に対する提案 基礎自治体への一般財源化又は直接補助 県推進事業を廃止し、基礎自治体推進事業へ一本化 市町計画の県協議廃止等による基礎自治体の事務完結化
都市農村交流対策(農村休暇法)事業	農 106	農村滞在型余暇活動(ワークショップ活動実施による都市住民受け入れるための地域連携システムや、廃校利用施設等)への間接補助金交付事務、情報収集・提供、市町事業指導・助言事務、市町計画の作成・変更に対する協議事務等 (本庁事務)県基本方針策定等	農山村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律				
漁業に関する事務							
漁業に関する事務							
漁業の許認可	農 107	漁業権者の休業届出受理 漁業許可 中型まき網漁業許可 小型まき網漁業許可 底引き網漁業許可(無動力船)等 (本庁事務)漁業権決定、海区への諮問、漁業調整規則制定等	漁業法 35条等 広島県漁業調整規則 7条				
県外・外海出漁	農 108	県外出漁漁業者に対する指導等	漁業法				
漁業権行使規則の認可	農 109	漁業権をもつ漁協が定める漁業権行使規則(漁業区域、操業方法、期間等のルールを規定)の認可	漁業法 8条				
漁業調整	農 110	漁業権、漁業許可など漁業秩序維持のための指導・助言事務、漁場又は漁具の標識設置届出受理等	広島県漁業調整規則				
漁業権・漁場行使・操業の適正化	農 111	水産資源の保護培養、漁業取締り、漁業調整を図るための指導・助言事務等					

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	根拠法令	仕分け			備考
				権限移譲	窓口委託	県実施	
停泊処分	農 112	停泊処分の履行確認事務 〔本庁事務〕停泊処分	広島県漁業調整規則 50条 等				
漁業取締(司法警察職員・漁業監督吏員=漁港内での違法漁具摘発等)	農 113	司法警察職員, 漁業監督吏員としての漁業取締事務 等	漁業法 74条				
駐留軍に係る漁業の損失補償	農 114	駐留軍(岩国, 秋月, 広)による漁業制限水域によって損害を受けた漁協に対する損失補償金の交付事務 等					
遊漁船業登録	農 115	遊漁船業の登録, 立入検査 等 〔本庁事務〕遊漁船団体の指定 等	遊漁船業の適正化に関する法律				
漁船登録	農 116	動力漁船(20トン未満)の建造許可, 工事完成後の認定, 漁船として使用する場合の漁船の建造調整(総トン数の測度) 等	漁船法 4条, 6条, 8条 小型漁船の総トン数の測度に関する政令1条				
漁船登録(認定, 検認)	農 117	漁船登録, 登録票の検認(5年毎), 漁船の登録, 指定 等	漁船法 10条, 12条, 13条, 17条, 19条, 20条, 21条				
小型船舶登録	農 118	20トン未満の船舶(但し, 漁船法に規定される漁船を除く。)に係る総トン数の測度	小型船舶の総トン数の測度に関する法律				現在, 県に法定受託されているが, H17年度から国が小型船舶検査機構に行わせるため事務廃止とする。
資源管理型漁業	農 119	漁業者が行う資源管理実践活動(広域回遊魚種の資源回復推進)等に対する間接補助金交付事務, 指導・助言事務 等					
ヒラメパイロット事業	農 120	広島県栽培漁業協会に対するヒラメ栽培漁業に係る間接補助金交付事務, 指導・助言事務 等					
TAC, TAEの推進	農 121	資源回復のための漁獲量(TAC), 出漁隻日数の上限設定(TAE)に係る指導・助言事務, 漁獲量等の把握・管理事務 等					
赤潮対策等漁場環境対策	農 122	赤潮対策等に係る指導普及事務, 赤潮発生通報時における水質検査 等					
漁業災害の調査	農 123	漁業災害等の被害調査事務 等					
水産業(漁業)協同組合法に基づく指導監督	農 124	設立認可, 解散決議の認可, 報告の聴取・資料提出命令 等	水産漁業協同組合法 水産漁業協同組合法施行令 漁業協同組合等の信用事業に関する命令 水産漁業協同組合法施行細則				
水産漁業協同組合の育成・指導監督	農 125	水産漁業協同組合法に付随した指導・助言事務 等					
漁協合併	農 126	漁協が定めた合併後の事業経営計画認定事務, 漁協に対する合併に係る指導・助言, 関係市町村に対する協力要請事務 等 〔本庁事務〕県漁連が定めた合併基本計画の届出受理, 合併基本計画策定及び実施に係る指導・助言事務 等	漁業協同組合合併促進法				
林業関係団体の指導監督	農 127	森林組合に対する指導監督事務, 定款変更認可, 精算人の選任 等 〔本庁事務〕設立認可事務 等	森林組合法				

事務事業仕分表(農林水産部 非公)

項目	部 NO	事務内容	仕分け			備考
			権限 移譲	窓口 委託	県 実施	
家畜保健衛生						
家畜保健衛生に関する事務						
家畜の保健衛生等	農 ¹²⁸	家畜の保健衛生,防疫,病性鑑定,検査等に関する事務(家畜保健衛生所の業務)	家畜保健衛生所法 家畜伝染病予防法 薬事法 家畜改良増殖法 飼料安全法			客体数や分布等を助案して,効率的な事務処理体制を検討する。 なお,この際には家畜伝染病発生時の初動防疫の重要性等や,本庁,周辺の市町及び団体等との連携・応援体制を踏まえる必要がある。

項目	事務内容	仕分け		備考	
		権限移譲	県実施		
農林水産業の振興に関する事務					
2 施設や生産基盤の整備に関する事務 基盤整備(団体営)					
団体営事業への技術支援、補助金関係事務 土地改良事業 ・ほ場整備 ・農道整備 ・総合整備など 漁場基盤整備 ・漁礁設置 ・底質改善など 林道整備 ・林道整備 ・作業路など	農林公共-1	団体営事業に関する調査(土地改良, 漁場基盤整備, 林道整備) ・予定地調査 ・国庫委託調査(土地改良施設の現況調査など)			県実施(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)
	農林公共-2	土地改良区の育成・指導			土地改良法に基づく指導・監督権限を市町に権限移譲する。
	農林公共-3	団体営土地改良事業(市町事業)に係る事業施工認可等土地改良法上の手続			県実施(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)
	農林公共-4	団体営土地改良事業(土地改良区等の事業)に係る事業施工認可等土地改良法上の手続			土地改良法に基づく権限を市町に権限移譲する。
	農林公共-5	団体営事業に係る補助金関係事務(土地改良, 漁場基盤整備, 林道整備) ・市町の補助申請の審査・進達 ・市町への補助金の支出事務 ・事業完了確認・検査等事務			県実施(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)
	農林公共-6	団体営事業に対する技術支援(土地改良, 漁場基盤整備, 林道整備) ・事業計画策定に対する指導・助言 ・設計・積算に対する指導・助言 ・事業実施に対する技術支援・審査			県実施(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)
	農林公共-7	災害復旧に係る補助金関係事務(土地改良, 林道整備) ・国の災害査定実施に関する調整 ・市町の補助申請の審査・本庁進達 ・市町への補助金の支出事務			県実施(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)
	農林公共-8	災害復旧に対する技術支援(土地改良, 林道整備) ・事業計画策定に対する指導・助言 ・設計・積算に対する指導・助言 ・事業実施に対する技術支援・審査			県実施(市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)

項目	事務内容	仕分け		備考
		権限移譲	県実施	
農林水産業の振興に関する事務				
2 施設や生産基盤の整備に関する事務 基盤整備(県営)				
県営事業の調査等	農林公共- 9 県営事業に関する調査(土地改良, 漁場基盤整備, 林道整備) ・予定地調査 ・国庫委託調査(土地改良施設の現況調査など)			県で実施する。
県営土地改良事業	農林公共- 10 技術的専門性を要する工事の実施 ・大規模な橋梁・トンネルを含む農道工事 ・ダム, バイブライン等の工事を含む基幹水利施設の建設・補修 ・地すべり対策工事 ・県営ため池改修のうち大規模な工事 等			県で実施する。
	農林公共- 11 効果が主として地域内で完結し, 高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償, 換地計画策定指導等を含む) ・ほ場整備 ・大規模な橋梁・トンネルを含まない農道工事 ・県営ため池改修のうち大規模でない工事 等			事業主体は県であるが, 事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し, 市町による事業実施を進めていく(別途, 県が具体の範囲を定める)。
	農林公共- 12 事業主体としての事務手続 ・事業実施申請の受理, 審査, 決定 ・換地処分, 異議申立て等への対応 ・受益者負担金, 市町分担金の徴収 ・補助金返還に関する現地事務処理 等			県で実施する。
県営漁場基盤整備	農林公共- 13 大規模なも場・干潟の造成工事			広域性, 大規模性, 専門性がある工事は県が実施する。
県営漁港整備	農林公共- 14 占用許可等法令に基づく管理 地域的に利用される漁港 広域的に利用される漁港 栈橋等の管理, 使用料の徴収等を事務委託により移譲している漁港もある。			・地域的に利用されるものと広域的に利用されるものを整理する(以下, 同じ)。 施設整備が必要なものを除き, 計画期間を通じて管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は, 事務委託で市町に委託したものは市町, その他は県で実施する)。 漁港管理者である県で実施する。
	農林公共- 15 漁港の維持修繕 地域的に利用される漁港 広域的に利用される漁港 市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み			管理者変更により移譲する 管理者変更までは原則として県で実施するが, 漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら, 可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 漁港管理者である県で実施する。
	農林公共- 16 漁港の施設整備(単県, 国補) 地域的に利用される漁港 広域的に利用される漁港			管理者変更により移譲する 管理者変更までは原則として県で実施するが, 単県施設整備については, 漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら, 可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 漁港管理者である県で実施する。

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
	農林公共- 17	漁港の災害復旧 地域的に利用される漁港 広域的に利用される漁港			管理者変更により移譲する(管理者変更までは、県で実施する)。 漁港管理者である県で実施する。
県営林道整備	農林公共- 18	技術的専門性を要する工事の実施 ・大規模な橋梁・トンネルを含む林道工事			県で実施する。
	農林公共- 19	効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施(使用貸借契約、立木補償等を含む) ・大規模な橋梁・トンネルを含まない林道工事			事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町による事業実施を進めていく(別途、県が具体の範囲を定める)。
地域の生活基盤に関する事務					
1 生活環境の整備に関する事務 (農山漁村の上下水、公共施設、生活道路)					
県営土地改良事業 ・中山間総合整備 ・農村振興総合整備など	農林公共- 20	効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償等を含む) ・用水施設の整備工事 ・農村公園の整備、コミュニティ施設、防火施設等の建設工事 ・集落道の整備工事 など			事業主体は県であるが、事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町による事業実施を進めていく(別途、県が具体の範囲を定める)。
団体営事業への技術支援、補助金関係事務	農林公共- 21	団体営中山間総合整備、団体営漁業集落環境整備、団体営森林居住空間整備などに関する次の事務 ・団体営事業に関する調査 ・補助金関係事務(通常の事業実施、災害復旧) ・技術支援(通常の事業実施、災害復旧)			県実施(団体営事業に対する補助金事務は本庁で実施する。また、市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。)
地域の生活基盤に関する事務					
2 交通基盤の整備に関する事務 (農林道、漁港関連道)					
県営土地改良事業 【再掲】	農林公共- 22	・県営農道整備 【農林公共 10~12に同じ】			(技術的専門性を要する工事は県で実施し、要しない工事は市町による事業実施を推進する。)

項目	農林公共	事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
県営漁港整備 【再掲】	農林公共- 23	・ 県営漁港整備における漁港関連道整備 【農林公共 14～17に同じ】			(広域的に利用される漁港については県が実施し、地域的に利用される漁港については管理者変更により市町に権限移譲する。)
県営林道整備 【再掲】	農林公共- 24	・ 県営林道開設・改良 【農林公共 18,19に同じ】			(技術的専門性を要する工事は県で実施し、要しない工事は市町による事業実施を推進する。)
団体営事業への技術支援, 補助金関係事務 【再掲】	農林公共- 25	団体営中山間総合整備, 団体営漁港環境整備, 団体営森林居住空間整備などに関する次の事務 ・ 団体営事業に関する調査 ・ 補助金関係事務(通常の事業実施, 災害復旧) ・ 技術支援(通常の事業実施, 災害復旧)			県実施(団体営事業に対する補助金事務は本庁で実施する。また, 市町指導・助言事務については, 県の関与は段階的に縮減する。)
地域の生活基盤に関する事務					
2 交通基盤の整備に関する事務 3 住民の生命財産保全に関する事務 (漁港海岸)(農地海岸)(治山)					
漁港海岸	農林公共- 26	漁港区域内の海岸保全区域における占用許可, 工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 地域的に利用される漁港区域内 広域的に利用される漁港区域内			施設整備が必要なものを除き, 計画期間を通じて, 漁港の管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は, 県で実施する)。 海岸管理者である県で実施する。
	農林公共- 27	漁港区域内の海岸保全施設の維持修繕 地域的に利用される漁港区域内 広域的に利用される漁港区域内			漁港の管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する 管理者変更までは, 原則として県で実施するが, 事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。 海岸管理者である県で実施する。
	農林公共- 28	漁港区域内の海岸保全施設の施設整備 地域的に利用される漁港区域内 広域的に利用される漁港区域内			漁港の管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する(管理者変更までは, 原則として県で実施する)。 海岸管理者である県で実施する
	農林公共- 29	漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧 地域的に利用される漁港区域内 広域的に利用される漁港区域内			漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する(管理者変更までは, 県で実施する)。 海岸管理者である県で実施する。

項目	事務内容	仕分け		備考	
		権限移譲	県実施		
農地海岸	農林公共- 30	海岸保全区域（農林水産省所管分）に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理			施設整備が必要なものを除き，海岸法5条2項の適用方法等を検討し，計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は，県で実施する）。
	農林公共- 31	海岸保全区域（農林水産省所管分）に係る占用許可等日常的管理 工事原因者への工事命令等			海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても，海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 管理者変更までの間は，県で実施する（海岸法5条6項，海岸法施行令1条の4により移譲できない事務）
	農林公共- 32	海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕			管理者変更により移譲する。 管理者変更までは，原則として県が実施するが，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。
	農林公共- 33	海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の施設整備			管理者変更により移譲する（管理者変更までは，原則として県で実施する）。
	農林公共- 34	海岸保全区域（農林水産省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧			管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。
治山	農林公共- 35	治山施設台帳の作成・保管などの管理事務			県で実施する。
	農林公共- 36	治山施設の維持修繕			市町の区域内で完結する水系に係る施設整備は，当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案する。 施設整備について，保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく。

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限移譲	県実施	
	農林公共- 37	複数年度にわたり、面的に集中的に行う治山ダム・山腹工事等の実施			大規模性、専門性があり、県で実施する。
	農林公共- 38	単年度で整備する治山ダム・山腹工事等の実施			市町の区域内で完結する水系に係る施設整備は、当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるように国に制度改正を提案する。 施設整備について、保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく（別途、県が具体の範囲を定める）。
	農林公共- 39	災害復旧、災害関連事業の実施			県で実施する。 保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるように国に制度改正を提案していく。
地すべり防止施設の整備、維持及び指定地の管理	農林公共- 40	地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理			指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
	農林公共- 41	地すべり防止施設の維持修繕			技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	農林公共- 42	地すべり防止施設の施設整備（国補）			技術的に難易度の高い工事であり、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。
	農林公共- 43	地すべり防止施設の災害復旧			技術的に難易度の高い工事であることから、当面県で実施する。 今後、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、国に制度改正を提案していく。

事務事業仕分表(農林水産部 公共)

項目		事務内容	仕分け		備考
			権限 移譲	県 実施	
ダム管理	農林公共- 44	・三川ダムの管理			管理に高度な技術を要することから、県で実施する。